

歸マ替ル子ハイヌ

第卅四條 支務聯合會ハ委員ハ台籍歸イニ其關係ハ本協理事會ハ本  
ハ支務聯合會ハ協辦スル事ヲ指

第卅二條 同一工場又ハ同一形式ニシテ以テ支務ヲ並立シキル  
取率會ハ取率ヲ受ケル子ハイヌ

第卅一條 本協合支務協辦ハ本協協辦ニ列ササハ協辦内ニ列テ  
第三十條 本協合支務ハ協辦員三十名以上ヲ以テ協辦スル子ハイヌ

第卅六條 本協合支務ハ協辦員ハ一限シテ協辦スル  
本協合支務ハ協辦員ハ一限シテ協辦スル

第卅六條 本協合支務協辦ハ本協大會ニ列テ其限間ハ協辦員  
第卅七條 本協合支務協辦員ハ一限シテ協辦スル子ハイヌ

第卅六條 本協合支務協辦員ハ本協協辦員ハ一限シテ協辦スル  
第卅六條 本協合支務協辦員ハ本協協辦員ハ一限シテ協辦スル

第六章 附 則

第卅四條 支部聯合會ノ委員長ハ支部長ト同一ノ資格ヲ有スルモノ  
トス

第八章 附 則

第卅五條 本組合ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

第卅六條 本規約ニ關スル施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第卅七條 本規約ハ大會ニ於テ出席代議員五分ノ三以上ノ贊成者  
ルニ非ラザレバ變更スルコトヲ得ズ

第卅八條 本組合役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年春季改選ヲ行フ  
但シ再選ヲ妨ゲズ

協辦員  
協辦員  
協辦員